

榊原悟志様

豊田市長 鈴木公平



公文書任意的開示回答書

平成18年6月16日付けで申出のありました公文書の開示については、次のとおり回答します。

公文書の名称 又は種類	<p>成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等</li> <li>審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 [平成18年度当初予算見積書（開示の申出に係る部分）]</li> <li>審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書 [平成17年度予算執行実績報告書 作成用原稿案（開示の申出に係る部分）]</li> </ul>
回答の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 全部不開示
開示の日時	<p>平成18年 月 日（ ） 時 分</p> <p><input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後</p>
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	<p>条例第7条第 号に該当するため</p>
開示が可能となる日	<p>年 月 日 以後</p>
担当課	<p>福祉保健部 高齢福祉課 電話（0565）34-6634 福祉保健部 障害福祉課 電話（0565）34-6751</p>

備考

- 1 公文書等の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 開示が可能となる日は、あなたが申出した公文書等について、開示しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて開示の申出をすることができます。

平成18年6月29日

榊原 悟志 様

公文書の写しの交付について

平成18年6月15日付で開示の請求のありました公文書につきまして、別添の公文書開示決定通知書のとおり決定いたしました。

つきましては、公文書の写しの交付にあたり、手数料及び郵送料をご負担いただくこととなりますので、同封の納入済通知書を金融機関の窓口へ提出し、ご入金いただきますようお願いいたします。(豊田市の指定金融機関である三菱東京UFJ銀行以外の金融機関の場合、処理に日数を要します。)

なお、公文書の写しは入金を確認後、郵送させていただきます。ご入金後10日前後の日数を要しますのでご了承ください。

記

手数料及び郵送料の内訳

①複写代	60円 (@10円×6ページ)
②郵送料金	80円
合 計	140円

福祉保健部 高齡福祉課 担当: 松サ  
0565-34-